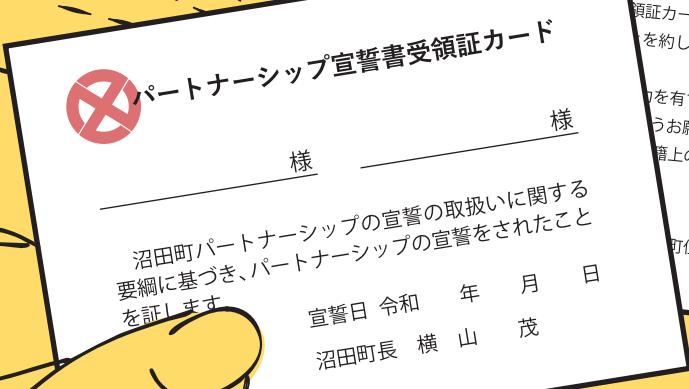




# 沼田町 パートナーシップ 宣誓制度

2025年4月1日スタート

沼田町は多様な性を認め合い、性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を開始します。



～受領証カードの提示を受けた方へ～

領證カードは、互いを人生のパートナーとして相互に性を約した関係であると宣誓されたことを沼田町が証するものであります。このカードを有するものではありませんが、この趣旨をご理解いただけます。

町住民生活課窓口グループ（電話 0164-35-2115）

※内容等、予告なく変更になる場合があります

## パートナーシップ宣誓制度とは？

性の多様性を認め合い、性的少数者の方々が自分らしく暮らせるよう、パートナーシップにある二人が双方が互いのパートナーであることを誓い合う制度のことです。

裏面もご覧ください

## 宣誓対象者の要件は？

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象としています。

- (1)双方が成年に達していること(満18歳以上)
- (2)宣誓しようとする者一方が沼田町内に住所を有し又は沼田町への転入を予定していること
- (3)双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと
- (4)双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係ないこと
- (5)双方の関係が婚姻をすることができない者(近親者)同士でないこと  
(ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組によって近親者となった者を除く)

## // 宣誓の方法は？ //



## 受領証カードで何ができるの？

**役場で受領証カードを提示いただければ、公営住宅の入居手続き・同性パートナーの住民票を取得することができます。**

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

沼田町役場 住民生活課窓口グループ TEL.0164-35-2115

